

○湯沢市参加・協働のまちづくり提案型補助金交付要綱

平成22年 3月26日

告示第43号

改正 平成23年 3月25日告示第18号
平成25年 3月21日告示第41号
平成28年 3月29日告示第35号
平成31年 3月28日告示第32号
令和 3年 6月29日告示第97号
令和 4年 3月31日告示第61号
令和 5年 2月22日告示第17号
令和 6年 4月 1日告示第54号
令和 7年 3月31日告示第44号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号）に定めるもののほか、参加・協働のまちづくり提案型補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、市民活動団体が自ら企画し実施する公益性のあるまちづくり事業に要する経費の一部について補助金を交付することにより、個性豊かな独自のまちづくりを市民主体で推進し、もって新たな公共の仕組みづくりを構築することを目的とする。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる市民活動団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市民の福祉向上及び利益の推進を目的とする非営利の団体で、5人以上で構成されている団体
- (2) 活動拠点を市内に有し、市内において活動を行っている団体
- (3) 規約、会則等があり、適正に会計処理が行われている団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助対象団体としない。

- (1) 特定の宗教のための活動又はそれに反対する活動を目的とする団体

- (2) 特定の政党について、支持又は反対する活動を目的とする団体
- (3) 特定の公職の候補者又は公職にある者に対し、支持又は反対する活動を目的とする団体
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者が含まれている団体
- (5) 湯沢市まちづくり支援要綱（平成17年湯沢市告示第105号）第2条第3号に規定する地区組織
(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市民活動団体が自ら企画し実施する、地域課題の解決を目的としまちづくりへの住民参画の促進に効果的なものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、継続的に実施されているものであるときは、以前に実施した内容から発展したものであると認められるものに限るものとする。

- (1) 市内で実施する事業又は市長が必要と認める市外で実施する事業
- (2) 実施計画及び収支計画が明確である事業
- (3) 申請時点で市の他補助金等の対象とならない事業
- (4) 第7条に規定する補助対象事業の申請をする日が属する年度の末日までに事業を実施し、完了する事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 営利を主たる目的としていると認められる事業
- (2) 政治的又は宗教的な宣伝を目的として行うと認められる事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に規定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 補助対象団体の運営に係る経常的な経費
- (2) 補助対象団体の構成員の人件費及び構成員に対する報償費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める経費
(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に別表第2に規定する補助率を乗じて得た額とし、50万円を上限（8万円を下限とする。）に予算の範囲内で交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の場合において、補助金の交付を受ける期間は、3年度を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、ソフト事業に限り、5年度目まで補助金の交付を受けることができる。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に実施する事業の内容が分かる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（概算払）

第8条 市長は、補助対象事業の遂行上必要と認められるときは、交付決定額の10分の10以内の額を概算払することができる。

（実績報告）

第9条 規則第5条の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条に規定する実績報告書に事業を実施したことが分かる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助事業の公表）

第10条 市長は、補助事業完了後、補助事業者の名称、代表者の氏名、補助事業の内容及び補助金の交付額を市の広報紙、ホームページその他適切な方法により公表するものとする。

（関係書類の整理等）

第11条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、補助金の交付を受けた会計年度終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

2 市長は、令和10年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、

その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成23年3月25日告示第18号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日告示第41号）

（施行期日）

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、平成28年3月31日までに、この告示による改正後の湯沢市参加・協働のまちづくり提案型補助金交付要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成28年3月29日告示第35号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、平成31年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成31年3月28日告示第32号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月29日告示第97号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、改正前の告示に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年3月31日告示第61号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月22日告示第17号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日告示第54号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第44号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

項目	対象となる主な経費	備考
人件費	事業実施のために雇ったスタッフ、アルバイト等の賃金	
報償費	講師、専門家、出演者等への報酬、謝礼等	団体構成員は除く。
交通費	電車、バス代等	
消耗品費	事務用品費等	
印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷費等	
広告料	ラジオ等により事業をPRするための経費	
委託費	事業を行う上で、専門的な技術等を要する業務を外部に委託する場合に要する経費	
通信運搬費	郵送料、通信費等	
研修費	講座受講料、大会参加費等	宿泊を伴うものは除く。
食糧費	事業に密接に関わる食糧費	団体構成員は除く。
使用料及び賃借料	施設使用料（会議、イベント等で使用する場合に限る。）及び物品の借上料（レンタル等）	
保険料	事業に関する保険料	
その他の経費	事業のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認める経費	

別表第2（第6条関係）

補助金を交付する期間	補助率
初年度	補助対象経費の10分の10以内
2年度目	補助対象経費の10分の9以内
3年度目	補助対象経費の10分の8以内
4年度目	
5年度目	

